

議第 1 号

教育委員会教育長の任命について

本市教育委員会教育長熊倉隆司は、令和8年7月25日任期満了することとなるので、その後任教育長として次の者を任命いたしたいので議会の同意を求める。

令和8年6月15日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	熊 倉 隆 司	

議第 1 号参考

熊 倉 隆 司 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 主な経歴

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（組織）

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び2人以上の委員をもつて組織することができる。

（任命）

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員佐藤俊光は、令和8年7月25日任期満了することとなるので、その後
任委員として次の者を任命いたしたいので議会の同意を求める。

令和8年6月15日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	高 山 啓 二	

議第 2 号参考

高 山 啓 二 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（組織）

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び2人以上の委員をもつて組織することができる。

（任命）

第4条

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- 4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育長及び委員は、再任されることができる。

議第 3 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員佐藤義宏は、令和8年6月29日任期満了することとなるので、その後任委員として次の者を選任いたしたいので議会の同意を求める。

令和8年6月15日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	佐 藤 義 宏	

議第 3 号参考

佐 藤 義 宏 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

地方税法（抜粋）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条

- 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。
- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。
- 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

三条市税条例（抜粋）

（審査委員会の委員の定数）

第67条の2 審査委員会の委員の定数は、3人とする。

議第 4 号

三条市税条例の一部改正について

三条市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年6月15日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市税条例の一部を改正する条例

三条市税条例（平成17年三条市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第22条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第25条の2第1項ただし書中「及び第25条の3の3第1項」を「並びに第25条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第25条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第25条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第12条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第34条の8に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又

は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第12条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第25条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他法施行規則で定める事項

第48条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第22条第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第48条の改正規定及び附則第5項の規定 令和9年4月1日

(2) 第22条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定、附則第9条の2の改正規定及び附則第22条の改正規定並びに附則第4項の規定 令和10年1月1日
(市民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の三条市税条例（以下「新条例」という。）第25条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の三条市税条例第25条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

3 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用

し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 4 新条例附則第22条第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

- 5 新条例第48条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議第 4 号参考

三条市税条例（抜粋）

（寄附金税額控除）

第22条の7

- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（市民税の申告）

第25条の2 第12条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長が別に定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第25条の3の2第1項第3号及び第25条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第22条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするも

のを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書を提出した者並びに前年において青色専従者給与額又は事業専従者控除額以外の所得を有しなかった者については、この限りでない。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第25条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)

の氏名

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第34条の15第3項において同じ。)により提供することができる。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第25条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出し

なければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第34条の8に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) その他法施行規則で定める事項

- 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代

えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

- 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（固定資産税の免税点）

第48条 同一の者について市内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第22条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納

税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条の3及び第22条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第22条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第19条第1項、附則第20条第1項、附則第21条第1項、附則第24条第1項、附則第25条第1項、附則第25条の2第1項又は附則第25条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第22条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第22条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第22条

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をし

た場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

議第 5 号

三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例等の一部改正について

三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の
一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年6月15日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例

(三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の
一部改正)

第1条 三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年三条市条例第22号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第52条」を「一第52条」に改める。

第2条第6号を次のように改める。

(6) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育
事業(同項第3号に掲げる事業を除く。)をいう。

第2条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規
模保育事業(同項第3号に掲げる事業に限る。)をいう。

第2条第11号の次に次の3号を加える。

(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定
子どもをいう。

(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第2条第28号中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改める。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ど
も」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校
就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は
満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教

育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号

に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第1項中「同条」を「同条例第28条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条

第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学

前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども

に係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。）」に改め、「その他の」の次に「法第19条第3号に掲げる」を加え、「以下この号及び」を削り、同条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」を「第39条第2項及び第3項」に改める。

第47条及び第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項を「第14条第1項」に、「読み替える」を「、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「いう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を加え、「第40条第2項」を「第37条第3項、第

39条第3項及び第40条第2項」に、「含む。次条第3項」を「含む。第52条第3項」に改め、「以下この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」に、「同条第3号」を「法第19条第3号」に改め、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改める。

第51条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除

く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。

この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）」を「満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満

保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附則第5項中「特定地域型保育事業者（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

（三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三条市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の次に「又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第7条第1項中「次に掲げる事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」を加え、同条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加える。

第14条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2

条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第19条第6号中「利用定員」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第28条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

第30条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「保健師又は看護師」を「保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制

を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第33条中「第33条において準用する次号」を「次号」に改める。

第36条中「法第6条の3第10項」を「法第6条の3第10項第1号」に改める。

第45条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前

項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第49条中「第49条において準用する第4号」を「第4号」に改め、「、同条第4号中「次号」とあるのは「第49条において準用する次号」と」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第7項中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第10項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項」を「第30条第3項若しくは第4項、第45条第3項若しくは第4項」に、「保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。）」を「前2項の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定される保育士の数」に改める。

（三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年三条市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「改正後の三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「家庭的保育事業等基準条例」という。）」を、「規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加える。

附則に次の1項を加える。

- 3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、家庭的保育事業等基準条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

（三条市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 三条市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年三条市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）

第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第16条第6号中「乳児又は幼児の区分ごとの」を削る。

第20条第3項中「は事業所」を「は事業」に改める。

第27条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第2条中三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条の改正規定及び第4条中三条市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の次に1条を加える改正規定 令和8年12月25日

(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議第 5 号参考

三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(抜粋)

目次

第3章

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。

(28) 特定地域型保育事業 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号

又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条

- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条

- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア)法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ)法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

も（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア)法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ)法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

（虐待等の禁止）

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（特別利用保育の基準）

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育

を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教

育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業に

あつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三条市条例第23号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第6項において同じ。）にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条

- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保

育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

- 3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第40条

- 2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

- 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

- 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼

稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

7 前項（同項第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

（運営規程）

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考の方法を含む。）

（勤務体制の確保等）

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

（記録の整備）

第49条

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。）」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用す

る次項及び第19条において同じ。)に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利

用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。））」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。））」と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。））」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教

育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

- 5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者（法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。）をいう。

（保育所等との連携）

第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児の保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

7 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

第14条 削除

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（6）乳幼児の区分ごとの利用定員

第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

（職員）

第30条

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(職員)

第32条

- 3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第33条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。

この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第33条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、同条第4号中「次号並びに第34条第4号及び第5号」とあるのは「第33条において準用する次号」と読み替えるものとする。

(利用定員)

第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(職員)

第45条

- 3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(職員)

第48条

- 3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第48条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第49条において準用する第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第49条において準用する次号」と読み替えるものとする。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

- 4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

- 7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知

識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

- 10 前2項の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例（令和6年三条市条例第20号）（抜粋）

附 則

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

三条市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

- 第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（6）乳児又は幼児の区分ごとの利用定員

（乳児等通園支援事業の区分）

第20条

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業所に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

（電磁的記録）

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

議第 6 号

動産の取得について

次の動産を取得するものとする。

令和8年6月15日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 動 産 名 | スクールバス |
| 2 動産の規格 | 大型バス 45人乗り ディーゼルエンジン 5,123cc |
| 3 取 得 数 量 | 1 台 |
| 4 取 得 金 額 | 22,770,000円 |
| 5 契 約 者 | 三条市猪子場新田858番地 5
新潟いすゞ自動車株式会社三条支店
支店長 五十嵐 直 樹 |

議第 7 号

動産の取得について

次の動産を取得するものとする。

令和8年6月15日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 動 産 名 | 学習者用タブレット端末 |
| 2 動産の規格 | キーボード付11.6型タブレット端末 |
| 3 取 得 数 量 | 6,177台 |
| 4 取 得 金 額 | 313,575,405円 |
| 5 契 約 者 | 長岡市金房三丁目3番2号
株式会社NS・コンピュータサービス
代表取締役 佐々木 修 |

議第 8 号

動産の取得について

次の動産を取得するものとする。

令和8年6月15日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 動 産 名 | 消防ポンプ自動車 |
| 2 動産の規格 | CD- I 型 ディーゼルエンジン 4,009cc |
| 3 取 得 数 量 | 1 台 |
| 4 取 得 金 額 | 59,620,000円 |
| 5 契 約 者 | 新潟市東区材木町3番21号
新潟モリタ株式会社
代表取締役 大 野 嘉 彦 |

議第 9 号

令和 8 年度三条市一般会計補正予算

令和 8 年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 214,400 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 54,038,659 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 15 日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 8,178,727	千円 7,772	千円 8,186,499
	2 国庫補助金	2,691,395	2,772	2,694,167
	3 委託金	25,462	5,000	30,462
16 県支出金		3,680,766	17,691	3,698,457
	2 県補助金	1,419,772	17,691	1,437,463
18 寄附金		6	96,966	96,972
	1 寄附金	6	96,966	96,972
19 繰入金		6,733,366	61,071	6,794,437
	2 基金繰入金	6,680,214	61,071	6,741,285
21 諸収入		2,485,354	3,800	2,489,154
	5 雑入	294,651	3,800	298,451
22 市債		3,615,230	27,100	3,642,330
	1 市債	3,615,230	27,100	3,642,330
歳 入 合 計		53,824,259	214,400	54,038,659

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 7, 113, 513	千円 104, 448	千円 7, 217, 961
	1 総務管理費	6, 353, 992	103, 455	6, 457, 447
	3 戸籍住民基本台帳 費	179, 348	993	180, 341
3 民生費		17, 125, 896	4, 566	17, 130, 462
	1 社会福祉費	7, 560, 462	3, 488	7, 563, 950
	2 児童福祉費	8, 435, 743	1, 078	8, 436, 821
4 衛生費		3, 609, 914	83, 446	3, 693, 360
	1 保健衛生費	1, 801, 072	5, 159	1, 806, 231
	2 清掃費	1, 808, 842	78, 287	1, 887, 129
6 農林水産業費		922, 961	17, 691	940, 652
	1 農業費	885, 434	17, 691	903, 125
8 土木費		6, 025, 449	100	6, 025, 549
	4 都市計画費	2, 753, 485	100	2, 753, 585
10 教育費		5, 628, 977	4, 149	5, 633, 126
	1 教育総務費	1, 194, 954	3, 149	1, 198, 103
	5 社会教育費	742, 297	1, 000	743, 297
歳 出 合 計		53, 824, 259	214, 400	54, 038, 659

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

番 号	事 項	期 間	限 度 額
1	戸籍システム運用等委託料	令和8年度から 令和13年度まで	千円 148,698

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
ごみ処理施設 整備事業費	千円 27,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融通条件により、 銀行その他の場合には、その債権者と協定する ものによる。 ただし、財政その他の都合により、据置期間 中であっても繰上償還をし、償還期限を短縮し、 又は低利債に借換えすることができる。

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	8,178,727	7,772	8,186,499
16 県支出金	3,680,766	17,691	3,698,457
18 寄附金	6	96,966	96,972
19 繰入金	6,733,366	61,071	6,794,437
21 諸収入	2,485,354	3,800	2,489,154
22 市債	3,615,230	27,100	3,642,330
歳入合計	53,824,259	214,400	54,038,659

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	7, 113, 513	104, 448	7, 217, 961
3 民生費	17, 125, 896	4, 566	17, 130, 462
4 衛生費	3, 609, 914	83, 446	3, 693, 360
6 農林水産業費	922, 961	17, 691	940, 652
8 土木費	6, 025, 449	100	6, 025, 549
10 教育費	5, 628, 977	4, 149	5, 633, 126
歳 出 合 計	53, 824, 259	214, 400	54, 038, 659

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
5,000		98,455	993
2,233		100	2,233
539	27,100	100	55,707
17,691			
		111	△11
		2,000	2,149
25,463	27,100	100,766	61,071

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金（補正額 7,772千円：補正後の額 8,186,499千円）

2 項 国庫補助金（補正額 2,772千円：補正後の額 2,694,167千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 民生費国庫補助金	376,153	2,772	378,925
計	2,691,395	2,772	2,694,167

1 5 款 国庫支出金（補正額 7,772千円：補正後の額 8,186,499千円）

3 項 委託金（補正額 5,000千円：補正後の額 30,462千円）

1 総務費委託金	1,026	5,000	6,026
計	25,462	5,000	30,462

1 6 款 県支出金（補正額 17,691千円：補正後の額 3,698,457千円）

2 項 県補助金（補正額 17,691千円：補正後の額 1,437,463千円）

4 農林水産業費県補助金	339,397	17,691	357,088
計	1,419,772	17,691	1,437,463

1 8 款 寄附金（補正額 96,966千円：補正後の額 96,972千円）

1 項 寄附金（補正額 96,966千円：補正後の額 96,972千円）

1 総務費寄附金	2	94,655	94,657
2 民生費寄附金	1	100	101
3 土木費寄附金	1	111	112
4 教育費寄附金	2	2,000	2,002
5 衛生費寄附金		100	100
計	6	96,966	96,972

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費補助金	千円 2,772	地域診療情報連携推進費補助金	千円 2,772

1 総務管理費委託金	5,000	ふるさとミライカレッジモデル実証事業委託金	5,000

1 農業費補助金	17,691	農林水産業総合振興事業費補助金	17,691

1 総務費寄附金	94,655	ふるさと三条応援寄附金	94,655
1 民生費寄附金	100	社会福祉寄附金	100
1 土木費寄附金	111	公園施設運営寄附金 緑化推進寄附金	11 100
1 教育費寄附金	2,000	諸橋轍次博士奨学基金寄附金 社会教育振興寄附金	1,000 1,000
1 衛生費寄附金	100	環境衛生寄附金	100

15款 国庫支出金 16款 県支出金 18款 寄附金

1 9 款 繰入金（補正額 61,071千円：補正後の額 6,794,437千円）

2 項 基金繰入金（補正額 61,071千円：補正後の額 6,741,285千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 財政調整基金繰入金	6,247,129	61,071	6,308,200
計	6,680,214	61,071	6,741,285

2 1 款 諸収入（補正額 3,800千円：補正後の額 2,489,154千円）

5 項 雑入（補正額 3,800千円：補正後の額 298,451千円）

1 雑入	294,651	3,800	298,451
計	294,651	3,800	298,451

2 2 款 市債（補正額 27,100千円：補正後の額 3,642,330千円）

1 項 市債（補正額 27,100千円：補正後の額 3,642,330千円）

3 衛生債	100,400	27,100	127,500
計	3,615,230	27,100	3,642,330

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政調整基金 繰入金	千円 61,071	財政調整基金繰入金	千円 61,071

2 雑入	3,800	各種助成金	3,800

2 清掃債	27,100	ごみ処理施設整備事業費充当債	27,100

3 歳 出

2 款 総務費（補正額 104,448千円：補正後の額 7,217,961千円）

1 項 総務管理費（補正額 103,455千円：補正後の額 6,457,447千円）

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 財政調整基金費	千円 9,168	千円 94,655	千円 103,823	千円	千円	千円 94,655 寄附金 94,655	千円
8 まちづくり推進費	2,218,146	8,800	2,226,946	5,000 国庫支出金 5,000		3,800 諸収入 3,800	
計	6,353,992	103,455	6,457,447	5,000		98,455	

2 款 総務費（補正額 104,448千円：補正後の額 7,217,961千円）

3 項 戸籍住民基本台帳費（補正額 993千円：補正後の額 180,341千円）

1 戸籍住民基本台帳費	179,348	993	180,341				993
計	179,348	993	180,341				993

3 款 民生費（補正額 4,566千円：補正後の額 17,130,462千円）

1 項 社会福祉費（補正額 3,488千円：補正後の額 7,563,950千円）

1 社会福祉総務費	975,378	100	975,478			100 寄附金 100	
3 障がい者福祉費	2,969,176	3,388	2,972,564	1,694 国庫支出金 1,694			1,694
計	7,560,462	3,488	7,563,950	1,694		100	1,694

節		説 明	
区 分	金 額		
24 積立金	千円 94,655	010 財政調整基金費（財務課）…………… 24 財政調整基金積立金	千円 94,655 94,655
10 需用費	34	050 コミュニティ支援事業費（地域経営課）…………… 18 コミュニティ助成事業助成金	3,800 3,800
12 委託料	4,966	070 中心市街地活性化事業費（地域経営課）…………… 10 消耗品費	5,000 34
18 負担金、補助 及び交付金	3,800	12 ふるさとミライカレッジ事業委託料	4,966

17 備品購入費	993	020 戸籍住民基本台帳費（市民窓口課）…………… 17 庁用器具費	993 993

24 積立金	100	120 一般経費（福祉課）…………… 24 社会福祉基金積立金	100 100
12 委託料	3,388	020 障がい者自立支援給付費（福祉課）…………… 12 業務システム開発等委託料 050 障がい者福祉事業費（福祉課）…………… 12 業務システム開発等委託料 080 障がい者自立支援給付費（子育て支援課）…………… 12 業務システム開発等委託料	1,694 1,694 1,078 1,078 616 616

2 款 総務費 3 款 民生費

3 款 民生費（補正額 4,566千円：補正後の額 17,130,462千円）
2 項 児童福祉費（補正額 1,078千円：補正後の額 8,436,821千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 母子父子福祉費	千円 361,837	千円 1,078	千円 362,915	千円 539 国庫支出金 539	千円	千円	千円 539
計	8,435,743	1,078	8,436,821	539			539

4 款 衛生費（補正額 83,446千円：補正後の額 3,693,360千円）
1 項 保健衛生費（補正額 5,159千円：補正後の額 1,806,231千円）

3 母子保健費	492,579	1,078	493,657	539 国庫支出金 539			539
5 環境衛生費	315,427	4,081	319,508			100 寄附金 100	3,981
計	1,801,072	5,159	1,806,231	539		100	4,520

4 款 衛生費（補正額 83,446千円：補正後の額 3,693,360千円）
2 項 清掃費（補正額 78,287千円：補正後の額 1,887,129千円）

2 塵芥処理費	1,476,909	78,287	1,555,196		27,100 市債 27,100		51,187
計	1,808,842	78,287	1,887,129		27,100		51,187

6 款 農林水産業費（補正額 17,691千円：補正後の額 940,652千円）
1 項 農業費（補正額 17,691千円：補正後の額 903,125千円）

3 農業振興費	587,370	17,691	605,061	17,691			
---------	---------	--------	---------	--------	--	--	--

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	千円 1,078	010 ひとり親家庭等医療費助成費（子育て支援課）…………… 1,078 12 業務システム開発等委託料 1,078

12 委託料	1,078	070 子ども医療費助成費（子育て支援課）…………… 1,078 12 業務システム開発等委託料 1,078
14 工事請負費	4,081	050 環境啓発施設費（環境課）…………… 4,081 14 工事請負費 4,081

10 需用費	649	010 清掃センター費（環境課）…………… 53,130 14 工事請負費 53,130
12 委託料	2,112	020 最終処分場費（環境課）…………… 25,157 10 施設修繕料 649
14 工事請負費	75,526	12 実施設計委託料 1,452 12 工事監理委託料 660 14 工事請負費 22,396

18 負担金、補助 及び交付金	17,691	030 農業担い手確保育成事業費（農林課）…………… 17,691 18 農林水産業総合振興事業補助金 17,691
--------------------	--------	---

3 款 民生費 4 款 衛生費 6 款 農林水産業費

6 款 農林水産業費（補正額 17,691千円：補正後の額 940,652千円）

1 項 農業費（補正額 17,691千円：補正後の額 903,125千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
				県支出金 17,691			
計	885,434	17,691	903,125	17,691			

8 款 土木費（補正額 100千円：補正後の額 6,025,549千円）

4 項 都市計画費（補正額 100千円：補正後の額 2,753,585千円）

3 公園費	90,083		90,083			寄附金 11 11	△11
4 緑化推進費	35,051	100	35,151			寄附金 100 100	
計	2,753,485	100	2,753,585			111	△11

10 款 教育費（補正額 4,149千円：補正後の額 5,633,126千円）

1 項 教育総務費（補正額 3,149千円：補正後の額 1,198,103千円）

2 事務局費	680,348	3,149	683,497			寄附金 1,000 1,000	2,149
計	1,194,954	3,149	1,198,103			1,000	2,149

10 款 教育費（補正額 4,149千円：補正後の額 5,633,126千円）

5 項 社会教育費（補正額 1,000千円：補正後の額 743,297千円）

2 社会教育振興費	368,246	1,000	369,246			寄附金 1,000 1,000	
計	742,297	1,000	743,297			1,000	

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

		財源更正
24 積立金	100	010 緑化普及費（建設課）…………… 100 24 花と緑のまちづくり基金積立金 100

18 負担金、補助及び交付金	2,149	050 一般経費（教育総務課）…………… 1,000 24 諸橋轍次博士奨学基金積立金 1,000
24 積立金	1,000	060 部活動地域移行推進事業費（学校教育課）…………… 2,149 18 地域クラブ大会参加支援事業補助金 2,149

17 備品購入費	1,000	020 生涯学習施設費（生涯学習課）…………… 1,000 17 図書購入費 1,000

6 款 農林水産業費 8 款 土木費 10 款 教育費

諮第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員小林弘明は、令和8年9月30日任期満了することとなるので、その後任委員候補者として次の者を推薦いたしたいので議会の意見を求める。

令和8年6月15日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	小 林 弘 明	

第 1 号参考

小 林 弘 明 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の設置区域）

第3条 人権擁護委員は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域に置くものとする。

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。